

第4章

全体構想（分野別方針）

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系の基本方針
3. 水と緑の基本方針
4. 都市環境の基本方針
5. 安全・安心の基本方針
6. 基地跡地利用の基本方針

第4章 全体構想（分野別方針）

本章では、「土地利用」、「交通体系」、「水と緑」、「都市環境」、「安全・安心」、「基地跡地利用」の都市づくりに係る6つの分野ごとに基本的な方針を示します。

1 土地利用の基本方針

《関連するSDGsゴール》



（1）既存住宅地の“質”の向上

本市は、市域の中央部に普天間飛行場が位置しており、その周辺を取り囲むように高密度の市街地がドーナツ状に形成されています。

現状では新たな住宅地が整備可能なエリアも限られていることから、既存住宅地の“質”の向上に資する各種施策を展開しながら、住民の快適な居住環境の維持・改善と新たな人口の受け皿の確保を目指します。

① 誰もが住み続けられる居住環境づくり

- 本市では、人口及び世帯数の緩やかな増加により、今後も宅地需要が見込まれることから、少子高齢化の進行や都市化の動向、災害リスクなどの自然的・社会的特性に対応しながら、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用、都市基盤の整備を図り、良好な居住環境の確保を推進します。
- 誰もが安心して住み続けられる居住環境の形成に向けて、住宅の耐震促進や市営住宅の整備・長寿命化、空家等の既存住宅ストックの適正な管理・再生など、多面的な住宅施策の展開を図ります。
- 住居専用地域が指定されている既存住宅地は、用途地域に基づく適正な土地利用誘導により、良好な居住環境の保全を推進します。また、市内での住み替えや新たな人口の受け皿としての宅地化需要に対応するため、居住空間の確保と建て替えの促進に向けた建蔽率・容積率の見直しについても検討します。
- 実際の土地利用状況と用途地域との乖離がみられる市街地では、将来像の実現に向けてふさわしい市街地形成が図られるよう、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- 既存住宅地では、居住環境の維持や課題箇所の改善に向けて、地区計画や建築協定など、住民が主体となった新たなルールづくりの導入を促進します。また、用途地域の指定状況や土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて市民の日常生活を支える身近なサービス機能の立地を促進します。

- 基地への強制接収等によって形成された密集市街地では、道路・公園等の重点整備による防災性の向上、既存建築物の耐震改修や建て替え及び不燃化促進など、安全・安心な居住環境の形成に向けた段階的な整備・改善手法等について、地権者や関係機関との検討を進めます。
- 近年頻発する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける住宅等の新規立地の抑制や施設の機能移転等について検討します。

② 土地区画整理事業による市街地の健全化

- 西普天間住宅地区においては土地区画整理事業を推進することにより、跡地利用計画のコンセプトに掲げる「沖縄健康医療拠点を核とした水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち」の実現に努めます。
- 現在施行中の「宇地泊第二土地区画整理事業地区」及び「佐真下第二土地区画整理事業地区」では、計画的な事業を推進し、道路等の都市基盤が整備された健全な市街地形成を図ります。
- 「大山土地区画整理事業地区」の事業未着手区域では、地権者や関係機関との協議を進めながら、本地区の特徴でもある田芋畑の適正な保全、周辺環境と調和した新たな居住地の確保及び産業活力の創出に資する市街地形成を目指し、早期事業化に向けた取組みを推進します。
- 既成市街地のうち、建物が密集し、生活道路などの都市基盤の充実が必要な地区においては、健全な市街地形成に向けて、土地区画整理事業等による公共施設と宅地の一体的・総合的な整備について検討します。



土地区画整理事業地区内の都市公園



土地区画整理事業で整備された住宅地

（２）暮らしの利便性を高めにぎわいを創出する商業・業務地の機能強化

住民の生活利便性を確保し、宜野湾市に住み続けたいと感じてもらえるように、既存商業・業務地が有する機能を将来にわたって適正に維持するとともに、更なる魅力とにぎわいの創出に向けた機能強化を目指します。

① 拠点的商业・業務地の機能強化

- 本市の中心的な商業地となる普天間地区、市民の日常的生活利便性と交流を支える商業地となる真栄原地区では、「普天間飛行場周辺まちづくり事業」を推進し、市道宜野湾11号によって両地区を連携させるとともに、交流拠点を形成します。
- 普天間地区では、多様な世代が集い、にぎわいを生み出す多世代交流の場として、普天満宮を核とした交流施設の整備や並松街道の復元など、新たな魅力創出に取り組みます。また、来訪者の利便性向上を図るため新たな駐車場システムの構築や駐車場施設の整備検討など、商業・業務機能の強化を推進します。
- 真栄原地区の商業・業務地については、周辺住民の利便性に資する商業・業務地としての機能の維持を基本としながら、「子育てや健康増進機能を備えた交流施設の整備」を推進し、周辺地域も含め交流拠点としてふさわしい土地利用のあり方を検討します。
- 宇地泊地区では、周辺のコンベンション・リゾート機能と一体となった拠点商業地として、「コンベンションリゾート特別用途地区」による適正な土地利用誘導を促進しながら、本市の観光振興に資する商業地の展開を図ります。
- 誰にとっても居心地がよく歩きたくなる環境が整備され、歩いて多様なサービスを楽しむことができる魅力あるまちづくりを形成していくため、まちなかを回遊できる市街地環境の整備・改善に努めます。

② 幹線道路沿道における沿道サービス施設の立地促進

- 本市の骨格として環状に整備されている幹線道路沿道では、沿道型商業地が形成され、スーパーなど日常生活の利便性向上を高める店舗や、アンティーク家具や雑貨などの特色のある店舗が集積しています。バスや自家用車による利用を前提とした沿道型の商業・サービス施設の立地を誘導するため、沿道利用の促進に資する適正な用途地域の指定に努めます。



幹線道路沿道サービス施設



西海岸地域に立地するリゾートホテル

(3) 市の活力創出に資する土地利用の推進

本市が持続可能な都市として維持・成長していくためには、居住人口の確保はもちろん、就業者や観光客などの交流人口の拡大も必要となります。

本市の新たな拠点となる西普天間住宅地区の整備をはじめ、西海岸エリアにおけるコンベンション・リゾート機能の強化など、本市の更なる活力創出に資する土地利用を目指します。

① 西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の形成

- 西普天間住宅地区は、嘉手納飛行場以南の駐留軍用地のうち、他の返還予定地に先駆けて返還された大規模な地区であり、国の定める「拠点返還地[※]」に指定されています。本市の活力創出に資する新たな拠点として、高度医療・研究機能の拡充等により、国際性・離島の特性を踏まえた「沖縄健康医療拠点」の形成を図ります。
- 琉球大学医学部及び琉球大学病院が立地する効果（インパクト）を市全体に波及させるため、市民の健康推進等において連携した取組みを推進します。また、近接する西海岸地区との連携を図りながら、病院利用者や学生、周辺居住者の利便性向上に資するサービス機能や交流機能等を誘導します。

※ 「**拠点返還地**」：返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域。（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 26 条）

② 西海岸エリアにおける産業振興に資する土地利用の強化

- 西海岸エリアは、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」及び「那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「コンベンション機能・都市型リゾート機能の強化」が位置付けられています。沖縄コンベンションセンターをはじめとする既存施設を活用しながら、MICE 機能の維持・充実や関連機能の誘導促進、駐車場の整備など、魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成に向けて、総合的な取組みを推進します。



西海岸エリア

- 市街化調整区域に指定されている仮設避難港は、本市における都市型オーシャンフロント・リゾート地の核として位置づけられています。周辺の集客施設等との相乗効果を高める観光リゾート拠点の創出に向けて、関係機関との協議・調整を図りながら、市街化区域編入を推進し、宿泊機能やウォーターフロントを活用した各種マリナー拠点、飲食・物販、レジャー機能など、多様なリゾート機能の誘導に努めます。

- 本市臨海部の既存工業地は、戦後の都市化の進展に伴い土地不足に対応するために埋立が進められた地域であり、工業適地指定等により企業の立地が進んできた地域です。一方で、近年は社会情勢の変化等に伴い、国道58号宜野湾バイパス沿いには商業施設等が立地するなど土地利用にも変化が生じています。今後は、西海岸エリアにおける都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成等も踏まえつつ、当該地域の土地利用のあり方について検討します。

③ 企業誘致の推進

- 本市の更なる産業振興を実現するため、「第二次宜野湾市産業振興計画」との連携を図りながら、本市のリーディング産業のひとつである情報通信関連産業をはじめとする新たな企業の立地促進に努めます。
- 本市は沖縄振興特別措置法に基づき、「産業高度化・事業革新促進地域」、「情報通信産業振興地域」、「観光地形成促進地域」、「国際物流拠点産業集積地域」の地域指定を受けていることから、今後も各地域制度を活かした企業誘致に取り組みます。
- 本市では新たな企業を誘致するための産業用地が不足していることから、土地区画整理事業や駐留軍用地の返還跡地利用等による新たな土地利用との連携を図りながら、産業用地の確保に取り組みます。

④ 駐留軍用地を活用した新たな土地利用の展開

- 今後返還予定の普天間飛行場の跡地利用にあたっては、跡地利用計画で位置付けられた土地利用及び機能導入の方針との整合を図ります。
- インダストリアル・コリドー地区跡地では、地権者や関係機関等との連携・協働のもと、市の活力創出に資する跡地利用のあり方を検討します。

(4) 自然的土地利用の管理・保全・活用

普天間飛行場の存在により高密度な市街地が形成されている本市においては、農地や緑地などの自然的土地利用は、都市に安らぎと潤いを与える貴重な資源です。

今後も、残されている自然資源の適正な管理・保全を図るとともに、新たな活力や魅力の創出に資する活用を目指します。

① 緑地の保全・創出

- 本市の新たな拠点となる西普天間住宅地区の整備にあたっては、斜面緑地を都市公園として整備し、斜面緑地に点在する自然資源や歴史・文化資源の保全を図ります。
- 普天間飛行場の西側には良好な斜面緑地が広がっています。これらは本市の貴重な緑資源としての役割も担うことから、地権者との協議・調整を図りながら、既存緑地の適正な管理・保全や新たな緑地の創出に向けた方策を検討します。

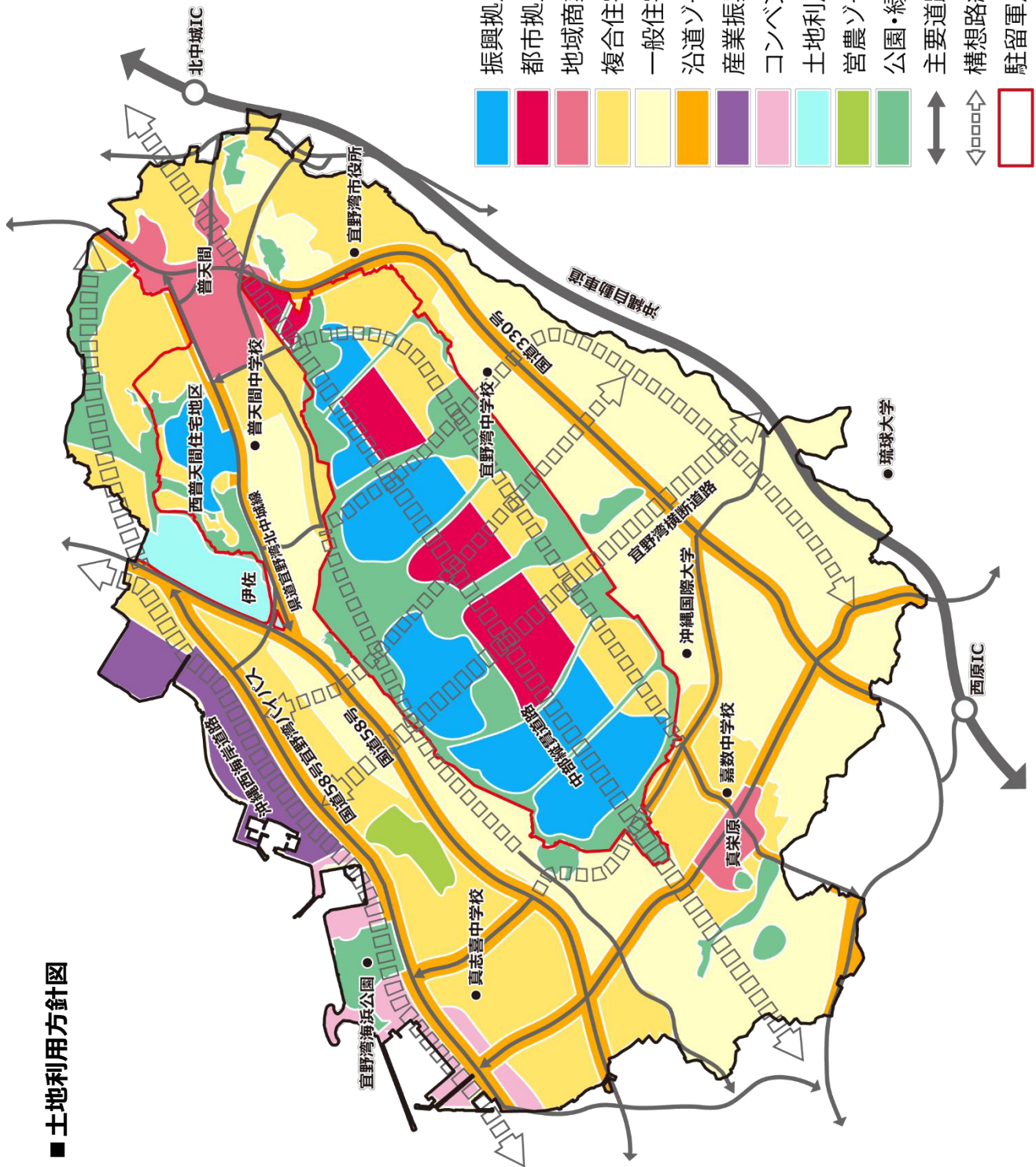


軍用地内・周辺の樹林地

■ ゾーン別土地利用方針

区分	土地利用方針
振興拠点ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・西普天間住宅地区において、琉球大学医学部及び琉球大学病院を中心とした沖縄健康医療拠点を形成する。 ・普天間飛行場跡地において、沖縄振興に向けた基幹産業等の集積地を形成する。
都市拠点ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場跡地において、まちづくりの原動力となる広域集客拠点の形成と市民の新たな生活拠点となる都市機能の誘導を図る。
地域商業ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存店舗などの商業集積を活かし、周辺住民の生活利便性を支える商業・業務地の維持・充実と、誰もが歩いて利用できる環境づくりを図る。
複合住宅ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等によって都市基盤が整備された質の高い住宅地として、周辺住民の生活利便性を支える一定規模のサービス施設の立地も許容しながら、居住環境と調和した適正な土地利用誘導を図る。 ・密集市街地をはじめとする既成市街地では、都市基盤整備等により適正な土地利用を誘導する。
一般住宅ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・低層の戸建住宅や中層の共同住宅を誘導し、居住性の高い住宅地の維持管理を図る。 ・密集市街地など、都市基盤の充実が必要なエリアでは、土地区画整理事業等により周辺を含めた一体的・総合的な整備を検討する。
沿道ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路等の沿道において、市民や道路利用者の利便性向上に資する沿道サービス施設の立地誘導を図る。
産業振興ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市経済を支える産業用地として、都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成等を踏まえながら、西海岸エリアの発展に寄与する土地利用のあり方について検討する。
コンベンション・リゾートゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・西海岸エリアの既存観光・交流施設を活用するとともに、仮設避難港における新たなリゾート機能の創出により、世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成に資する土地利用を図る。
土地利用検討ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・インダストリアル・コリドー地区跡地において、跡地利用計画と整合を図りながら、ふさわしい土地利用を検討する。
営農ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・大山土地区画整理事業の実施により、宅地化を図るエリアと農地として継続すべきエリアを区分し、本市の重要な地域資源である田芋畑の保全を図る。
公園・緑地ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地の適正な維持管理・保全や新規公園の整備を図る。 ・普天間飛行場跡地では、普天間公園（仮称）の整備や既存緑地の保全や新たな緑地の創出を図る。

■ 土地利用方針図



- 振興拠点ゾーン
- 都市拠点ゾーン
- 地域商業ゾーン
- 複合住宅ゾーン
- 一般住宅ゾーン
- 沿道ゾーン
- 産業振興ゾーン
- コンベンション・リゾートゾーン
- 土地利用検討ゾーン
- 営農ゾーン
- 公園・緑地ゾーン
- 主要道路
- 構想路線
- 駐留軍用地境界

※普天間飛行場跡地については、「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(事務局案)」(令和3年3月)に示された配置方針図(案)を参照。

※キャンプ瑞慶覧については、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」(平成25年1月)を参照。

※中部縦貫道路、宜野湾横断道路等の構想路線は、現段階で想定される概ねのルートであり、確定したものではありません。

《関連する SDGs ゴール》



(1) 都市の発展を支える道路網の形成

市域の中央に普天間飛行場が位置する本市においては、その周囲を環状に繋ぐ骨格的な道路網が形成されています。普天間飛行場の返還までは、周辺都市や市内の各拠点を繋ぐ現状の環状型道路網の維持・充実を図るとともに、先行して整備可能な基地外の道路については、優先順位をつけながら早期整備を推進し、環状道路に円滑にアクセス可能なネットワークの形成、誰もが安全・安心に利用できる道路環境の適正管理を目指します。

① 広域道路網の整備促進

- 本市及び中南部都市圏の骨格を形成する国道 58 号、国道 58 号宜野湾バイパス、国道 330 号、県道宜野湾北中城線や県道 34 号線（宜野湾西原線）などの広域道路網は、沿道利用により市民や道路利用者の利便性を確保するとともに、人やモノの移動を支え、本市の更なる成長につながる重要なネットワークとなることから、国・県などの関係機関との連携・協働を図りながら、計画的な整備と適正な維持管理を促進します。
- 新たな骨格道路として計画されている宜野湾横断道路（東側ルート）は、関係機関との協議・調整を図りながら、早期の整備に向けた取組みを促進します。宜野湾横断道路については、普天間飛行場の西側ルートについても、関係機関との調整を図りながら具体的なルートの検討に向けた取組みを促進します。
- 国道 58 号の交通混雑の緩和と沿道環境の改善、那覇港・那覇空港へのアクセス強化による物流機能の向上に向けて、浦添北道路Ⅱ期線についても関係機関との連携を図りながら早期整備を促進します。
- 中南部地域における広域道路網の形成、また本市西海岸エリアにおける交通渋滞緩和に向けて、浦添北道路に接続する「沖縄西海岸道路（仮称）宜野湾地区」の早期事業化を促進します。



国道 58 号



沖縄西海岸道路（浦添北道路）

② 拠点間を連携する環状・循環型道路網の形成

- 普天間飛行場の存在によって、本市では環状型の道路網が形成されています。現状の道路網は中南部都市圏における南北の通過交通と市内交通が重複し、慢性的な交通渋滞が課題となっていることから、幹線道路の段階的な道路ネットワークを構築し、交通処理の役割分担を明確にしたスムーズな道路交通を目指します。
- 市民の生活利便性を確保するためには、本市の主要な拠点となる普天間地区、西普天間住宅地区、真栄原地区、市役所周辺などの各拠点への円滑なアクセスが求められることから、幹線道路の適正な維持管理・改善、段階的な整備など、拠点間を繋ぐ環状・循環型道路網の形成に向けた総合的な取り組みを進めます。
- 主要幹線道路については、市民や観光客の移動を支えるとともに、バス路線の確保、災害時の緊急輸送道路や避難路としての役割も果たしています。円滑な移動を確保するためにも、市内の主要渋滞箇所の解消に向けて、国・県との連携・協働を図りながら、交差点改良など渋滞解消に資する取り組みを促進します。
- 都市計画道路については、引き続き、計画的な整備に努めます。また、普天間飛行場の跡地利用に伴う新たな土地利用や道路網の整備を見据えながら、必要に応じて、既決定都市計画道路の変更や新たな都市計画道路の位置づけについても検討します。

③ 基地跡地利用に伴う新規幹線道路の整備

- 普天間飛行場の跡地利用により、本市の道路網は、これまでの環状型から中南部都市圏を対象としたラダー型（はしご状）へと転換することになります。新たな骨格道路となる中部縦貫道路、宜野湾横断道路は、市内の移動環境を飛躍的に向上させるとともに、観光・交流ネットワークの強化を図るうえでも重要な路線となることから、跡地利用計画との整合・調整を図りながら、関係機関との連携・協働のもと、円滑な整備を促進します。

④ 生活道路の適正管理と機能強化

- 生活道路は、広域道路網や幹線道路へのアクセスを担うとともに、子どもたちの通学路として日常生活に必要不可欠な道路です。誰もが安全・安心に利用できるよう、交差点の見通しや歩行空間の確保など、市民との連携・協働のもとで、優先度や緊急度を考慮しながら、適正管理に努めます。
- 土地区画整理事業地区においては、計画的な都市基盤整備により良好な生活道路が形成されていることから、適正な維持管理に努めます。
- 密集市街地では、通行機能や災害時における緊急車両の進入や避難路としての機能が不足している状況にあることから、地域住民との連携・協働のもと、建物の更新に伴うセットバックや、必要に応じて地区計画等の都市計画制度の導入による道路空間の確保を促進します。

⑤ 安全・安心な道路空間の確保

- 子どもから高齢者、障がいを持つ方まで、誰もが安全・安心に道路を利用することができるよう、既存の歩道の適正な維持管理を推進するとともに、新たな道路整備や改良と合わせた歩道の確保や無電柱化に取り組みます。
- 歩道整備にあたっては、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置など、道路施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。また、通学路となる道路では、ガードレールの設置や歩車道の分離、ゾーン 30 の指定など、ハード・ソフト両面から安全性の確保に努めます。

⑥ 自転車利用環境の充実

- 市内の円滑な移動や交通渋滞の解消、温室効果ガスの排出抑制による地球環境への対応や観光客のアクティビティなど、多様な役割を担う自転車の利用を更に促進するため、自転車利用環境の充実を図るとともに、市内の各拠点を繋ぐ自転車ネットワークの形成を検討します。
- 自転車を安全・安心・快適に利用することができるように、自転車レーンの設置や民間事業者との連携によるシェアサイクルの推進及びサイクルポートの設置拡大など、ハード・ソフト両面からの施策展開により、自転車活用の推進と自転車ネットワークの形成に取り組みます。



点字ブロックの設置



シェアサイクルポート

(2) 持続可能で利便性の高い公共交通網の充実

本市においては、路線バスにより周辺都市を繋ぐ公共交通網が整備されていますが、多くの市民が自家用車による移動を選択しており、公共交通の利用率は低い状況です。

今後、西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の整備等に伴い、自動車交通の発生集中なども予想されます。市内の円滑な移動環境を確保するためにも、公共交通網の維持・充実等を図りながら、自動車から公共交通への利用転換を目指します。

① 公共交通網の維持・充実

- 本市では、路線バスによって市内の各拠点や周辺都市を繋ぐ公共交通網が構築されています。高齢社会への対応や交通渋滞の緩和など、路線バスが担う役割はより重要なものとなることから、関係機関との連携・協働のもと、既存公共交通網の維持と更なる充実を促進します。
- 国道58号を中心とした基幹急行バスシステムは、都市間移動の円滑化と支線路線の拡充に寄与する路線となることから、関係機関との連携・協働のもと、維持・充実を促進します。
- 公共交通網の充実を図るためには、本市のみならず周辺市町村や多様な主体との連携により、地域公共交通のあり方を検討する必要があります。隣接する浦添市の「てだこ浦西駅」との円滑なアクセスの確保に向けて、関係機関との連携・協働のもと、駅と本市を繋ぐフィーダー交通の構築について検討します。



路線バス

② 公共交通の利用促進に向けた環境づくり

- 公共交通の利用を促進するためには、最寄りのバス停まで徒歩や自転車、自家用車などの多様な移動手段でアクセスできる環境づくりが必要です。特に、複数の路線バスが乗り入れる主要バス停については、パークアンドライド環境や、タクシー、レンタカー・レンタサイクルなどへの乗り換えが可能なターミナルなど、交通結節機能の整備・創出を検討します。
- 将来にわたって持続可能な公共交通網を形成していくためには、自家用車から路線バス利用への自発的な転換を促進していく必要があります。市民の積極的な利用促進に向けて、上屋・ベンチ等のあるバス停の整備、車両のバリアフリー化やバス運行の定時性の確保、公共交通マップなどの利用促進ツールの作成・周知など、関係機関との連携・協働のもと、ハード・ソフト両面から多様なモビリティマネジメント事業の展開を図り、公共交通の利用意識の向上を目指します。

- 伊佐地区は、主要幹線道路である国道 58 号宜野湾バイパスをはじめ、国道 58 号及び県道宜野湾北中城線が通過するなど、中南部都市圏の都市軸上に位置しており、那覇市や近隣市町村からのアクセス性に優れています。この立地特性を活かし、新たな公共交通システム（BRT 等）や支線バスへの乗り換えなど、交通の要衝としての機能導入について検討します。

③ 新たな交通システムの検討

- 高齢化の進行に伴い、自動車による移動が困難となる市民の増加が見込まれることから、市全域で公共交通網の充実に取り組んでいく必要があります。そのため、交通弱者の移動支援の観点から、コミュニティバスやデマンド型タクシーなど、新たな交通サービスの導入可能性について、多面的な効果と費用を総合的に勘案しつつ検討します。
- 既存公共交通網についても、関係機関との連携・協働を図りながら、バスの EV 化や自動運転システムの導入など、ICT や IoT などの新技術の活用による多様なモビリティの導入可能性について調査・検討します。
- 検討が進められている鉄軌道については、県全体の骨格を成す広域的な幹線公共交通網として重要な役割を担うことが期待されます。引き続き、関係機関との連携・協働を図りながら、その実現を目指します。
- 鉄軌道の導入にあたっては、本市での新駅設置も想定されます。新駅は本市の新たな交通結節拠点としての役割も担うことから、駅前広場やバスターミナルの整備、本市の各拠点や市街地を繋ぐフィーダーサービスの充実など、交通結節機能の創出を含む総合的な新駅周辺の整備について検討します。

■ 将来道路網の配置

表中の路線名は、(都)：都市計画道路、(仮)：仮称、(主)：主要地方道、(一)：一般県道として表記します。

《主要幹線道路》

○ 中南部都市圏における大量かつ多様な自動車交通流動の処理を行うとともに、那覇市や沖縄市、北部圏を含む県内の主要な拠点間を繋ぎ、本市の骨格を形成する道路。

図面番号 (赤)	路線名	未整備区間の有無 ^{※1}	基地跡地関連 ^{※2}	路線の役割
①	沖縄自動車道			・本島の骨格を成す自動車専用道路
②	沖縄西海岸道路	○		・本島の拠点形成や物流・観光交通を支える地域高規格道路
③	中部横断道路	○	○	・キャンプ瑞慶覧跡地における新たな拠点形成や物流交通を支える道路
④	中部縦貫道路	○	○	・普天間飛行場跡地における骨格となり、新たな拠点形成や物流交通を支える道路
⑤	宜野湾横断道路	○	○	・普天間飛行場跡地における東西軸となり、国際学園都市を形成するシンボル道路
⑥	(都)国道 58 号 宜野湾バイパス			・本市と浦添市を繋ぎ、国道 58 号の機能を分担し、西海岸エリアの骨格を形成する道路
⑦	(都)国道 58 号			・本島の拠点形成や物流・観光交通を支える幹線道路

※1「未整備区間の有無」は、未整備（一部改良・整備中の路線も含む）路線を有する道路に○

※2「基地跡地関連」は、基地の跡地利用に伴って整備が進捗する路線に○

《幹線道路》

○ 主要幹線道路で連結されていない隣接市町村や、本市内の各拠点間を繋ぐ、将来都市像の骨格を形成する道路。

図面番号 (青)	路線名	未整備区間の有無 ^{※1}	基地跡地関連 ^{※2}	路線の役割
①	(仮)普天間南北線	○	○	・(都)普天間大謝名線(国道 330 号)を補完する普天間飛行場跡地の幹線道路
②	(仮)普天間東西線	○	○	・本市の東西軸の骨格となり、宜野湾横断道路を補完する道路
③	(都)県道宜野湾北中城線			・本市と北中城村を繋ぎ、中部横断道路の機能分端や市北部の市街地の骨格となる道路
④	(都)伊佐前原線			・伊佐地区の地区幹線で、国道 58 号バイパスから国道 58 号を通り(都)宜野湾北中城線を繋ぐ道路
⑤	(都)宜野湾南風原線		○	・本市と浦添市を繋ぎ、公共交通を支える道路

※1「未整備区間の有無」は、未整備（一部改良・整備中の路線も含む）路線を有する道路に○

※2「基地跡地関連」は、基地の跡地利用に伴って整備が進捗する路線に○

図面 番号 (青)	路線名	未整備 区間の 有無 ^{※1}	基地 跡地 関連 ^{※2}	路線の役割
⑥	(都)嘉数中学校線			<ul style="list-style-type: none"> 真栄原地区の骨格であり、(都)普天間大謝名線(県道 34 号線)と(都)真栄原佐真下線・佐真下長田線を繋ぐ道路
⑦	(都)佐真下長田線			<ul style="list-style-type: none"> 宜野湾地区の骨格であり、(都)真栄原佐真下線と(都)普天間大謝名線(国道 330 号)を繋ぐ道路
⑧	(都)真志喜中央線			<ul style="list-style-type: none"> 真志喜地区の骨格であり、国道 58 号バイパスと国道 58 号を繋ぐ道路
⑨	(都)普天間線	○		<ul style="list-style-type: none"> 普天間・野嵩地区の骨格となり、(都)県道宜野湾北中城線、(都)普天間大謝名線(国道 330 号)、県道 35 号線を繋ぐ道路
⑩	(都)新城線			<ul style="list-style-type: none"> 新城地区の骨格となる道路
⑪	(都)大山東線	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 本市の東西軸の骨格となる(仮)普天間東西線と一部重複する道路 普天間東西線の整備と合わせた長期での整備を目指す
⑫	(都)国道 58 号			<ul style="list-style-type: none"> 本島の拠点形成や物流・観光交通を支える幹線道路
⑬	(都)国道 330 号 西原バイパス			<ul style="list-style-type: none"> 本市と浦添市を繋ぎ、中部縦貫道路の機能分担や市東部の骨格を形成する道路
⑭	(都)宇地泊大謝名線			<ul style="list-style-type: none"> (都)普天間大謝名線、(一)県道 34 号線(宜野湾西原線)とともに、本市と西原町を繋ぎ、コンベンション・リゾート拠点へのアクセスを確保する、市南部の東西骨格を形成する道路
⑮	(都)真栄原佐真下線			<ul style="list-style-type: none"> 真栄原地区の骨格であり、(都)普天間大謝名線(県道 34 号線(宜野湾西原線))と(都)佐真下長田線を繋ぐ道路
⑯	(都)普天間大謝名線			<ul style="list-style-type: none"> 本市と浦添市を繋ぎ、中部縦貫道路の機能分担や市東部の骨格を形成する道路 (都)宇地泊大謝名線、(一)県道 34 号線(宜野湾西原線)とともに、本市と西原町を繋ぎ、コンベンション・リゾート拠点へのアクセスを確保する、市南部の東西骨格を形成する道路
⑰	(都)伊祖嘉数線			<ul style="list-style-type: none"> 本市と浦添市を繋ぎ、中部縦貫道路の機能分担や市東部の骨格を形成する道路
⑱	(仮)(都)真栄原真志喜線	○	○	<ul style="list-style-type: none"> (都)普天間大謝名線(県道 32 号線)と宜野湾横断道路を補完し、真志喜～真栄原間を繋ぐ道路 西側区間の未整備区間は、短期での事業化を目指す
⑲	(主)那覇北中城線			<ul style="list-style-type: none"> 本市と那覇市及び北中城村を繋ぐ道路

※1「未整備区間の有無」は、未整備（一部改良・整備中の路線も含む）路線を有する道路に○

※2「基地跡地関連」は、基地の跡地利用に伴って整備が進捗する路線に○

図面 番号 (青)	路線名	未整備 区間の 有無 ^{※1}	基地 跡地 関連 ^{※2}	路線の役割
⑳	(一)県道 34 号線 (宜野湾西原線)			• (都)普天間大謝名線、(都)宇地泊大謝名線とともに、本市と西原町を繋ぎ、コンベンション・リゾート拠点へのアクセスを確保する、市南部の東西骨格を形成する道路
㉑	(一)県道 32 号線			• 本市と西原町を繋ぐ宜野湾地区の骨格となる道路
㉒	(都)青小堀線			• 土地区画整理事業により整備された道路。将来的には本市の東西軸の骨格となり、宜野湾横断道路を補完する道路
㉓	(都)喜友名中央線			• 喜友名地域の骨格を形成する道路
㉔	(仮)北部横断線	○	○	• (都)喜友名中央線と(仮)中原我如古線を連絡し、基地跡地北部の骨格を形成する道路
㉕	(仮)中原我如古線	○		• (仮)北部横断線と連絡して我如古・長田・愛知・中原地域の骨格を形成し、(都)普天間大謝名線(国道 330 号)を補完する道路
㉖	(都)パイプライン線			• 本市と浦添市を繋ぐ道路
㉗	(都)大謝名真志喜線			• 真志喜と大謝名地域の骨格を形成する道路
㉘	(仮)大謝名真志喜線延伸	○		• (都)大謝名真志喜線の延伸部として、(都)国道 58 号、中部縦貫道路を補完する道路
㉙	(都)喜友名登又線	○		• 喜友名、新城、普天間、野嵩地域の骨格を形成する道路

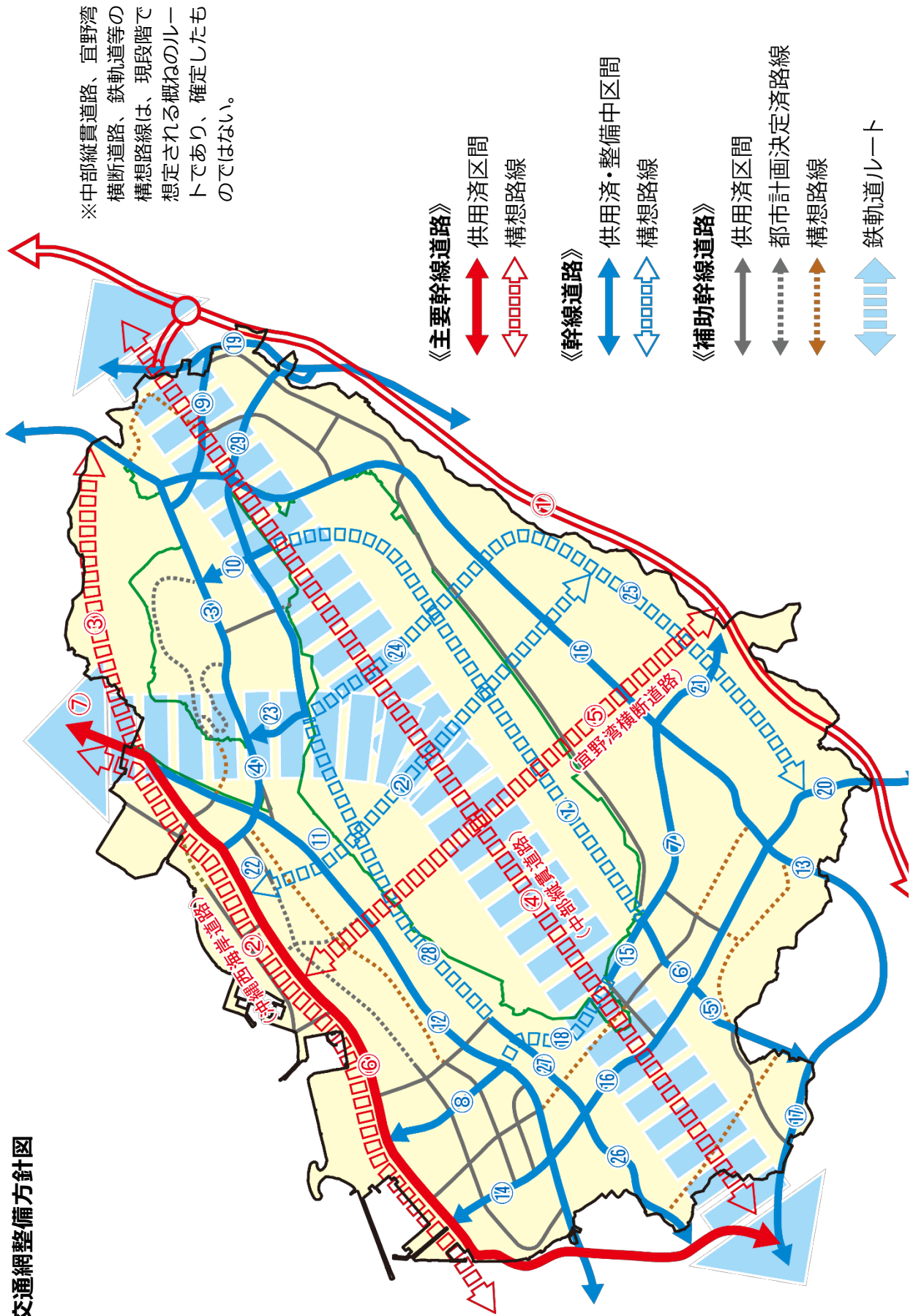
※1「未整備区間の有無」は、未整備（一部改良・整備中の路線も含む）路線を有する道路に○

※2「基地跡地関連」は、基地の跡地利用に伴って整備が進捗する路線に○

《補助幹線道路》

- 主要幹線道路や幹線道路に囲まれた地区からの発生集中交通を円滑に処理し、地区における良好な都市環境の形成や街区形成・住区アクセス機能を有するとともに、歩行者や自転車の安全・安心な利用環境を形成する道路。

■ 交通網整備方針図



《関連する SDGs ゴール》



(1) 公園・緑地の適正管理と新規創出

市街地内の公園や緑地などの緑環境は、都市に安らぎと潤いを与え、緊急時の避難場所や生物の育成空間としてなど、多様な役割を果たす重要な資源です。

既存公園・緑地の適正管理を図りながら、緑資源の不足地域における計画的な新規創出による、都市環境の向上を目指します。

① 公園の質の向上

- 既存公園においては、利用者が安全・安心に公園を利用することができるよう、遊具やベンチ、照明などの公園施設の老朽化に対応した補修・更新による長寿命化と適正管理を図ります。
- 公園施設の更新にあたっては、子どもや高齢者など、公園利用者のニーズに対応した施設の入替え等についても検討し、より利用しやすい環境づくりを推進します。
- 市内外から多くの来訪者が訪れる宜野湾海浜公園や嘉数高台公園は、更なる利便性と魅力の向上に向けて再編整備を推進します。比屋良川公園及び森川公園は優れた自然環境や眺望景観の保全に努めます。いこいの市民パークはスポーツ・レクリエーションの拠点としての利活用を図ります。
- 公園の再編整備等にあたっては、民間活力の導入による機能拡充や維持管理の効率化に向けて、Park-PFI の活用など、多様な整備・管理手法についてその可能性を検討します。



宜野湾海浜公園（多目的運動場）



嘉数高台公園

② 新たな公園の整備

- 西普天間住宅地区の斜面緑地には、国指定文化財である「喜友名泉（チუნナガー）」をはじめとする湧水群や喜友名グスク、鍾乳洞（フトウキアブ）などの自然文化資源が存在しています。点在する各種資源及び周辺を保全・活用するため、都市公園として地域住民の憩いの場、地域の歴史・環境学習の場としての整備を推進します。
- 市民の身近な公園となる住区基幹公園の適正な配置や新規整備を推進します。公園が不足している既成市街地では、新たな街区公園等の整備について検討します。また、土地区画整理事業地区においては、計画的な公園整備を推進します。
- 都市計画決定されたものの事業未着手となっている都市公園については、早期の事業化に向けた取組みを推進します。
- 普天間飛行場跡地では、市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボルとして、広域防災拠点機能を備えた普天間公園（仮称）の整備を目指します。普天間公園（仮称）は、国・県との連携・協働のもと、国営大規模公園としての整備を目指します。また、周辺市街地との連携を踏まえつつ、まちづくりの軸となる並松街道の再生に取り組みます。

③ 緑地空間の適正な管理・保全

- 大山地区に残されている田芋畑は、農業生産の場としてだけでなく、貴重な自然資源としての役割を果たしています。田芋畑は「大山土地区画整理事業地区」の事業未着手区域内に広がっていることから、土地区画整理事業区域内の土地利用と調整を図りながら、保全する規模や手法等について検討するものとします。田芋畑の保全にあたっては、生産緑地地区などの指定についても合わせて検討します。

④ 多様な主体との連携・協働に基づく公園・緑地の管理・拡充

- 持続可能な公園・緑地の管理に取り組んでいくためには、行政だけではなく、市民や事業者など、多様な主体との連携・協働が必要です。緑化ボランティアや民有地の緑化など、各主体による積極的な緑化活動を促進するため、継続的な支援方策等について検討します。
- 都市公園法などの関連法令の改正を踏まえ、公園の新たな魅力創出や効果的・効率的な維持管理に資する検討を進めます。
- 既存住宅地や新規住宅地では、緑地協定など緑地確保に資する新たなルールづくりについて、住民が主体となった取組みを促進します。

(2) 魅力ある親水空間の創出

西海岸や湧水などの水辺空間は、市民や観光客が水にふれあうことができる本市の重要な資源です。安全・安心な水辺環境づくりを基本としながら、本市の活力や魅力の創出に資する親水空間の整備を目指します。

① 西海岸の親水性を活かした魅力の創出

- 本市の西海岸一帯は、コンベンション・リゾート拠点として国際交流や観光機能の更なる強化が期待されています。海に面する親水性を活かし、沖縄コンベンションセンターや宜野湾海浜公園などの既存集客機能と、仮設避難港における新たな観光リゾート機能とのネットワーク化など、西海岸エリアの更なる魅力の創出に向けた総合的な取組みを推進します。
- 西海岸エリアでは、北谷町及び浦添市も含めたコンベンション・リゾート拠点一帯の回遊性を高めるため、自転車を活用したネットワークの形成や本市西海岸と北谷町との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナード（自転車道等）の整備、自転車レーンの設置や民間事業者との連携によるシェアサイクルの推進及びサイクルポートの設置拡大などに取り組みます。
- ハード・ソフトの両面から、安全・安心・快適な自転車利用に向けた環境づくりを推進し、市民や観光客の利便性向上と交流促進によるにぎわいの創出に取り組みます。また、宇地泊海岸地域においては、海岸地域整備事業等を促進するなど、ウォーターフロントとしての魅力づくり等について検討します。
- 安全・安心で良好な景観を有する親水空間の創出に向けて、関係機関との連携を図りながら、老朽護岸の改修など西海岸一帯の護岸整備を促進します。

② 湧水の保全・活用

- 石灰岩台地の地下に発達する地下水系は本市の貴重な地域資源であり、市内に点在する湧水をはじめ、大山地区の田芋畑や水生生物の生息・生育環境など、本市の風土を育む要素となっています。土地区画整理事業の実施や基地跡地利用をはじめ、湧水周辺の土地利用にあたっては、地域特有の水循環の保全・活用に取り組みます。

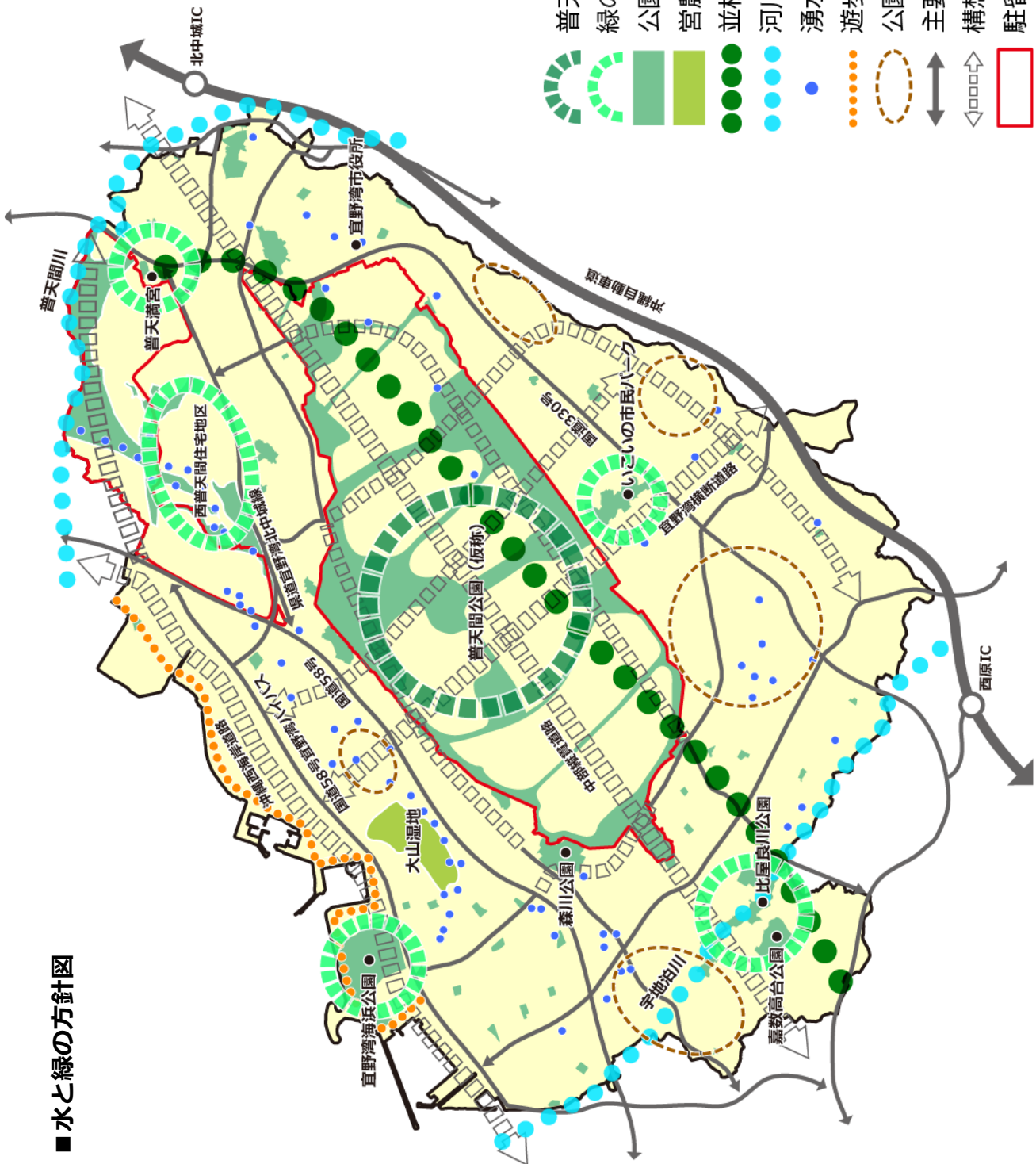


田芋畑



湧水（喜友名泉）

■ 水と緑の方針図



※普天間飛行場跡地の公園・緑地ゾーンは、「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(事務局案)」(令和3年3月)に示された配置方針図(案)を参照。

※中部縦貫道路、宜野湾横断道路等の構想路線は、現段階で想定される概ねのルートであり、確定したものではありません。

4 都市環境の基本方針

《関連する SDGs ゴール》



(1) 上下水道の適正管理

快適な都市生活を支える上下水道施設については、老朽化が進む既存施設の耐震化及び適正な維持管理を基本に、安全・安心の確保と持続可能なサービス提供を目指します。

① 上水道の適正管理と計画的な整備

- 上水道については、管路の整備や耐震化、漏水の防止対策など、既存施設の適正な維持管理を推進しながら、安全・安心な水道水の安定供給に取り組みます。
- 土地区画整理事業による新たな市街地整備が行われる西普天間住宅地区及び大山地区においては、事業に合わせた適切な水需要の把握に努めるとともに、計画的な管路の整備を推進します。



上水道施設

② 下水道の適正管理と計画的な整備

- 下水道事業（汚水）は、公共用水域の水質保全に向けて、下水道事業全体計画に基づく計画的な整備を推進します。
- 下水道事業（雨水）は、台風や大雨等による浸水被害の防止に向けて、市全域の排水計画のもと、雨水幹線及び支線の整備を推進します。
- 今後の老朽化が懸念される中継ポンプ場施設や管路施設などの下水道施設については、持続可能なサービス提供に向けて、維持管理コストの効率化に資する適正管理と長寿命化・耐震化を推進します。
- 沖縄健康医療拠点として新たな市街地整備が行われる西普天間住宅地区においては、下水道法に基づく下水道事業計画区域に位置づけ、汚水及び雨水排水施設の整備に取り組みます。

(2) 公共施設の適正管理

市民の生活利便性を支える公共施設については、施設の老朽化に対応した安全性の確保や市民ニーズの変化に対応した機能の維持・適正化が求められます。

限られた財源の中で、質の高い公共サービスを継続的に提供できるよう、周辺自治体との広域連携の強化も見据えながら、公共施設の適正管理と最適化を目指します。

① 公共施設の長寿命化と機能の適正化

- 本市が保有する公共施設については、老朽化に伴う改修・更新費の増加、利用状況の変化に伴う機能の最適化などを背景として、施設の複合化・集約化・廃止等を含めた適正化が求められています。「宜野湾市公共施設等総合管理計画」に基づいて、行財政負担の軽減・平準化に向けた更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進め、公共施設等の最適な配置を推進します。



耐震改修した市役所庁舎

- 本市は火葬場を有していないため、現状では市外での火葬を行う必要があります。市民の負担軽減や将来見込まれる火葬需要へ対応するため、本市における火葬場の整備について検討します。
- 墓地については、個人墓地の点在化の抑制と既存墓地の適正管理に努めます。また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を促進するとともに、基地跡地利用計画における墓園や土地集約型墓地の配置について検討します。
- 公共施設の改修・更新にあたっては、誰もが快適に利用することができるよう、段差の解消やスロープの設置、多言語化に対応した案内板の設置など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

② 広域連携の推進

- 本市と沖縄市、北谷町の3市町で共同運営している宜野湾清水苑（し尿処理施設）については、施設の老朽化や稼働率の低下などを踏まえ、適正な規模への建替えを推進します。

(3) 人と環境にやさしいまちづくりの推進

これからのまちづくりにあたっては、地球温暖化や少子高齢化の到来など、本市を取り巻く社会的課題に対応した取組みが求められます。

これらの社会的課題の解消に向けて、ハード・ソフト両面から総合的な施策展開に取り組み、人にも環境にもやさしいまちづくりを目指します。

① 低炭素まちづくりの推進

- 世界規模で深刻な課題となっている気候変動に対応し、持続可能な都市づくりに寄与していくため、本市においても地球温暖化の一因ともいわれる温室効果ガスの排出抑制に向けた低炭素まちづくりを推進します。
- 温室効果ガスの排出抑制にあたっては、都市機能の集約化と合わせた公共交通の利用促進を軸としながら、温室効果ガスの吸収源としての役割が期待される自然環境の保全、自転車利用の促進や居心地がよく歩きたくなるまちの形成、建築物の省エネ化や再生可能エネルギーの導入などを検討します。また、持続可能なスマートシティの実現に向けて ICT・IoT 等の新技術の活用など、多面的な視点から総合的な取組みを推進します。

② 医療・健康・福祉・子育て支援機能等の立地誘導

- 少子高齢化の更なる進行に対応し、すべての世代が安心して暮らせるようにするため、歩いて多様なサービスを楽しむことができる市街地の形成や、拠点への円滑な移動を支える公共交通網の充実、多世代の交流の場となる身近な公園等の確保・充実に努めます。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた機能誘導や、若い世代が安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。
- 真栄原地区では、子育てや多世代交流の拠点として「子育てや健康増進機能を備えた交流施設の整備」を推進します。
- 西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の整備を契機として、琉球大学医学部及び琉球大学病院の拠点機能と、周辺の既存施設や新規関連施設との連携強化を促進し、市内の医療・健康・福祉機能の維持と更なる充実に努めます。

③ 誰もが快適に暮らせる都市のユニバーサルデザイン化

- 子どもから高齢者、障がいを持つ方まで、誰もが安全・安心で快適な生活を送ることができるように、多様な主体との連携・協働のもと、建物や道路施設の段差解消や点字ブロックの設置、多くの人々が利用する公共施設や集客施設におけるエレベーターの設置など、都市全体の総合的なバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。
- 外国人居住者や海外からの観光客などが、言語の不自由なく、本市での生活や観光を楽しむことができるように、主要施設等の案内板やパンフレット等の多言語化を推進し、多文化共生社会に向けたユニバーサルデザインに取り組みます。

(4) 都市の魅力を高める景観づくり

西海岸の海辺景観や市東部の高台から西海岸方面を望むビスタ（見通し）景観、地域の歴史・文化を活かした街並み景観などの良好な都市景観は、本市の魅力の一つでもあり、市民の愛着の醸成や観光客の増加にも寄与する資源です。そのため、多様な主体との連携・協働のもと、魅力ある都市景観の保全・育成を目指します。

① 景観計画に基づいた景観形成の推進

- 本市では、市の特長を活かした計画的な景観づくりを推進するため、平成 27 年 11 月に「宜野湾市景観計画（以下、「景観計画」という。）」を策定しました。景観計画及び「宜野湾市景観条例」に基づいて、建築物や工作物等のデザインや色彩など景観に関する規制誘導を行いながら、良好な景観づくりを推進します。
- 西普天間住宅地区では、嘉手納飛行場以南の駐留軍用地のうち、他の返還予定地に先駆けて返還された大規模な地区であり、国の定める「拠点返還地」にも位置付けられるなど、今後の跡地利用の先行モデルとなることが期待されています。そのため、西普天間地区を「景観形成重点地区」に指定し、様々な景観資源と調和した新たなまちづくりにより、良好な都市景観の形成を目指します。

② 資源を活かした景観形成

- 海や斜面緑地、田芋畑などの自然環境や琉球石灰岩台地による高低差のある地形など、本市特有の恵まれた景観資源については、本市の魅力を生み出す貴重な資源として適正な保全・活用を図ります。
- 普天満宮や各地に点在する湧泉（カー）・拝所などは、本市独自の歴史的風土を感じることができる貴重な景観資源となることから、まちづくりに係る各種事業との連携を図りながら、市民や観光客にとって魅力ある景観づくりを推進します。
- コンベンション・リゾート拠点となる西海岸エリアについては、美しい海辺環境を活かしながら、観光客にとって魅力あるリゾート景観の創出に取り組むとともに、市民や就業者が快適に遊び、働き、過ごすことができる景観づくりを推進します。

③ うるおいとにぎわいのある沿道景観の創出

- 幹線道路などの沿道に整備されている街路樹については、道路利用者にはうるおいを与える沿道景観を形成しています。関係機関との連携・協働のもと、都市内の貴重な緑空間として、道路標識・信号等の視認性や歩行者・自転車通行の安全性の確保に配慮した適正な管理・保全に取り組みます。
- 沖縄の風土を感じさせる良好な沿道景観は、地域の魅力向上や観光振興に寄与することから、関係機関との連携・協働のもと、良好な景観を有する道路や観光地周辺の道路等の無電柱化を促進します。

④ 「景観形成重点地区」の指定

- 西普天間住宅地区をはじめ、宜野湾らしい重要な景観資源や特徴的な景観資源が集積し、良好な景観が形成されている地域や、各種事業により新たなまちづくりが進められる地域においては、「景観形成重点地区」の指定を進めます。地域住民や関係機関との連携・協働のもと、地区独自の景観形成の方針やこれを実現するための行為の制限に関する事項等を定め、魅力ある景観づくりを推進します。

⑤ 多様な主体との連携・協働に基づく景観の保全・育成

- 魅力ある景観づくりにあたっては景観計画に基づき、市民や事業者、NPO などの各種団体が一体となった取組みが必要不可欠です。それぞれの立場で主体的な景観形成活動が積極的に行われるよう、景観づくりに対する情報発信や意識醸成とともに、必要な支援・育成方策の充実を図ります。



西海岸エリアの良好な景観



西普天間住宅地区からの眺望

5

安全・安心の基本方針

《関連する SDGs ゴール》



(1) 自然災害に強い都市づくり

地震や台風、大雨など、激甚化する自然災害から、市民や従業者、観光客等の生命と財産を守るため、自然災害に十分に備えた都市づくりが必要です。

災害を未然に防ぎ、被害の最小化を図るため、ハード・ソフトの両面から総合的な取組みを推進し、災害に強い都市づくりを目指します。

① 水害対策の推進

- 海に面する本市では、宇地泊地区、真志喜地区、大山地区、伊佐地区の臨海部において、津波や高潮による浸水被害が想定されています。関係機関との連携・協働のもと、老朽護岸の改修など、被害の防止・軽減に向けた総合的な取組みを促進します。
- 浸水被害が想定されるエリアでは、市民や従業者、観光客等の安全確保のため、浸水リスクを考慮した基盤整備や土地利用の誘導、避難経路の確保等に努めます。また、災害時に安全な場所に円滑に避難できるよう、指定緊急避難場所や民間施設との連携・協働に基づく津波避難ビルの指定を推進するとともに、避難路の指定について検討します。
- 本市を流れる普天間川や宇地泊川などの河川は、大雨時の氾濫への対策として、県との連携・協働のもとハザードマップの整備をはじめ適正な維持管理や護岸の改修等を促進し、周辺地域の安全・安心な居住環境の確保に努めます。

② 地震・火災対策の推進

- 地震に備えた都市づくりに向けて、既存建築物の耐震診断や耐震改修、不燃化等の促進に向けて、市として必要な支援を検討します。
- 既成市街地のうち、狭隘な道路で構成され、公園等のオープンスペースが少ない密集市街地においては、住民等の連携・協働のもと、緊急車両の円滑な通行に配慮した道路空間や遊休地等を活用したオープンスペースの確保など、防災性の向上に取り組みます。
- 火災に強い市街地形成に向けて、密集市街地や多くの人が集まる商業・業務地においては、防火・準防火地域の指定、地区計画等によるブロック塀の設置制限や避難路となる道路の拡幅など、適切な都市計画手法の活用を検討します。
- 倒壊の危険性があるブロック塀については、倒壊による人的被害や緊急車両の通行阻害などの未然防止を図るため、撤去や改修を促進します。

③ 土砂災害対策の推進

- 本市には、急傾斜地の崩壊や地すべりの危険性がある土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害から市民の生命と財産を保全するため、指定箇所における災害情報の周知・伝達や警戒避難体制の整備、必要に応じて指定箇所以外での居住誘導について検討するなど、ソフト対策の強化を図るとともに、新規指定に向けた県への要望活動に取り組めます。

(2) 防災・減災に向けた環境づくり

本市において様々な災害が想定される中で、その発生防止に向けた「防災」とともに、被害の最小化を図る「減災」に向けた取り組みが必要です。

行政だけでなく、市民や事業者など、多様な主体との連携・協働を図りながら、防災・減災に向けた総合的な環境づくりを目指します。

① 防災拠点の適正配置と機能強化

- 災害時の防災拠点となる指定避難所については、「宜野湾市地域防災計画」に基づく適正な指定と機能強化を推進します。
- 指定避難場所となっている主要公共施設では、施設の耐震化や不燃化等、建築物の耐性強化を進めるとともに、避難者の健康を守るために必要となる備蓄の確保など、その機能強化に努めます。津波浸水想定区域を除く市内の小中学校では、指定避難場所の物資供給の拠点として災害にも対応した備蓄倉庫の整備を推進します。



防災備蓄倉庫

② 避難路の確保

- 緊急輸送道路となる国道 58 号、国道 330 号等は、災害時における避難・救助、物資供給等の応急活動を行うため、緊急車両の通行を確保する重要な路線となります。関係機関との連携・協働のもと、適正な維持管理を促進するとともに、沿道地域の不燃化や無電柱化など、安全性確保に向けた取り組みを推進します。
- 災害時において、市民や就業者、観光客が、指定緊急避難場所や指定避難所まで円滑に避難できるよう、避難路となる生活道路の適正な維持管理とネットワークの確保に努めます。

③ ハザード情報の整備と積極的な周知

- 地震・津波・高潮・土砂災害など、本市で想定される自然災害に対するハザード情報については、災害リスクをわかりやすく示したハザードマップの作成やハザード情報のデジタル化を推進し、市民や事業者、観光客に対する積極的な周知に取り組みます。
- ハザード情報については、国・県などの最新のシミュレーション結果等を活用しながら、定期的な更新に努めます。ハザードマップが作成されていない普天間川や宇地泊川についても、河川管理者である県と連携しながら、ハザードマップの整備に努めます。また、津波監視カメラの設置などハザード情報を広く周知するための取り組みを推進します。

④ 自助・共助・公助の推進

- 「自助（自分の身は自分で守る）」、「共助（共に助け合う）」、「公助（行政が必要な支援を行う）」の考え方に基づいて、市民や事業者、行政がそれぞれの立場に応じた防災・復旧活動を主体的に実践できるよう、自主防災組織の設立・育成など、防災意識の醸成に向けた情報発信や支援に取り組みます。

⑤ 復興事前準備の検討

- 将来的な大規模災害の発生に備え、「宜野湾市地域防災計画」で掲げている「災害復旧・復興計画」に基づいて、被災後の復興まちづくりを考えながら、災害復興への備えとして事前に準備する「復興事前準備」について、復興まちづくりの目標や実施手法、進め方など、都市計画として求められる事項を検討するものとします。



緊急輸送道路となる国道 330 号



宇地泊川

(3) 市街地環境の安全性の確保

災害時だけでなく、平常時においても、子どもから高齢者、障がいを持つ方まで、誰もが安全・安心に生活できるよう、空家の適正管理・活用や防犯・交通安全対策が行き届いた快適な都市づくりを目指します。

① 空家の適正管理と活用の促進

- 本市では、高齢化や核家族化の影響等により、密集市街地を中心として空家の増加が予想されます。空家の発生は、防災・防犯、景観形成等の観点から、市街地の魅力や安全性の低下につながる可能性があります。そのため、「宜野湾市空家等対策計画」に基づき、空家の適正管理、住み替えや定住希望者の受け皿として利活用を促進します。
- 適正な管理がなされた優良空家については、住み替えや新たな人口の受け皿としての利活用を促進します。管理が行き届いていない不良空家（特定空家等）については、地震や火災による被害や周辺の居住環境への影響を考慮し、適切な対策に取り組みます。

② 防犯まちづくりの推進

- 市民や観光客が安心して生活やレジャーを楽しむことができるように、多様な主体との連携・協働のもと、街灯や防犯カメラの設置、子どもたちの見守り活動の実施など、ハード・ソフト両面からの防犯まちづくりの強化に取り組みます。

③ 交通安全対策の強化

- 交通量の多い幹線道路周辺では、関係機関との連携を図りながら、横断歩道などの交通安全施設の適正な維持管理と新規設置を促進します。
- 誰もが安全・安心に徒歩や自転車で移動することができるように、交差点の見通しや無電柱化による歩行空間の確保など、関係機関との連携・協働のもと、道路の適正な維持管理に努めます。
- 小中学校の通学路のうち、抜け道として自動車の流入が顕在化している生活道路については、子どもたちの安全な通学環境の確保に向けて、関係機関との協議を図りながら、ゾーン 30 や一方通行の指定などの安全対策についても検討します。



遊歩道（宇地泊第二土地区画整理事業地区内）



生活道路の安全対策（ハンプの設置）

《関連する SDGs ゴール》



普天間飛行場跡地及びインダストリアル・コリドー地区跡地では、本市のみならず県全体に波及する活力創出の拠点として、基地返還を契機とした新しい都市づくりを目指します。

基地跡地利用にあたっては、「基地跡地の未来に関する懇談会」で示されている「沖縄長寿健康医療都市」や「沖縄先端実験都市」としての役割を見据えつつ、更なる都市機能の充実や周辺環境との調和などに配慮しながら跡地利用計画と連動した取組みを進めます。

基地跡地利用の基本方針は、跡地利用計画に係る現段階の公表内容を踏まえて位置づけるものです。

① 新たな土地利用の展開

- 本市においては、普天間飛行場跡地やインダストリアル・コリドー地区跡地など、基地の返還を契機とした新しい土地利用や拠点づくりが期待されています。本市のみならず、中南部都市圏に波及する新たな沖縄の振興拠点として、商業・産業・居住などの多様な機能を有する複合的な土地利用を目指します。

② 交通ネットワークの再構築

- 普天間飛行場の跡地利用に伴い、中部縦貫道路や宜野湾横断道路などの新たな広域幹線道路の整備によって、効率的で利便性の高い道路網が実現します。新たな道路網を活かした路線バス網の充実や、鉄軌道を含む新たな公共交通軸の整備など、基地跡地利用を契機とした交通ネットワークの再構築を目指します。

③ 「緑の中のまちづくり」の実現

- 普天間飛行場跡地では、平和希求のシンボルとなる普天間公園（仮称）の国営大規模公園としての整備を目指すとともに、豊かな緑地空間を確保し、市街地と一体となった「緑の中のまちづくり」を目指します。
- 本市のみならず、県全体に波及する新しいまちづくりとして、環境への配慮や景観づくりなど、都市環境に係る先進的な取組みが期待されることから、低炭素まちづくりや本市の新たなシンボルとなる景観づくりなど、質の高い魅力ある都市環境の形成を目指します。

④ 都市施設の再編

- 普天間飛行場の跡地利用に伴う市街地整備により、上下水道施設などの都市基盤や公共施設の新規整備が必要となります。新規市街地での快適な生活環境の確保に向けて、周辺の既成市街地との関係性にも配慮した適正な都市施設の整備を目指します。

⑤ 安全・安心の確保

- 普天間飛行場跡地やインダストリアル・コリドー地区跡地においては、跡地利用に伴う新たな土地利用の展開や都市機能の集積により、多くの人々が集まる市街地形成が期待されます。周辺の既成市街地を含む市民や観光客等の生命と財産を守ることができるよう、跡地利用と合わせて災害に強いまちづくりを目指します。

